

一般社団法人 日本デイサービス協会
理事長 小川 義行

地域包括ケアシステムの確立に向けた通所介護事業の在り方に関する意見提言

当協会は、「地域包括ケアシステム」の確立に向け、在宅介護サービスの柱の 1 つである通所介護事業の役割を問い直し、通所介護事業者が相互に連携をとり、各事業者が、質の高い介護サービスの提供、確かなリハビリテーションの実践を通じて、高齢者の自立を支援し、QOL の充実を図れるよう啓蒙するとともに、各事業者の現場視点による知恵と創意工夫によって、持続可能な社会保障制度の実現を目指すことを目的に、2014 年 6 月に設立されました。会員事業所数は、全国 2317 事業所（2017 年 9 月現在）となっております。

来年 2018 年（平成 30 年）は、2025 年を見据えた「地域包括ケアシステム」の確立に向け、第 7 次医療計画、第 7 次介護保険事業計画、診療報酬・介護報酬の同時改定が行われる重要な年度であると認識致しております。

そのよう中、現在、社会保障審議会・介護給付費分科会において活発な審議がなされており、各事業者団体のヒアリングも行われておりますが、通所介護事業者による専門団体は参加されておらず、当協会としても「通所介護事業の在り方」について意見をとりまとめ致しました。

意見の内容については当協会において、次期介護保険改正に向けたアンケート調査を、協会員並びに、全国の通所介護事業者に向けて幅広く実施し、得られた回答を参考に致しております。2018 年（平成 30 年）において通所介護事業者が目指すべき方向性及び、この実現に向けた予算要求に関し、意見するものであります。

◆団体概要

- ・法人種別 : 一般社団法人
- ・名称 : 日本デイサービス協会
- ・住所 : 東京都港区虎ノ門 1-13-4 虎ノ門宝寿ビル 7 階
- ・設立日 : 2014 年 6 月 10 日

■報道関係者お問合せ先 一般社団法人日本デイサービス協会事務局

担当 : 鶴村 TEL: 03-3539-2082 FAX : 03-3539-2083 E-mail:tsurumura@jvcvcg.com

【意見項目】

1. 自立支援に向けた事業者へのインセンティブについて
2. 通所介護事業の基本報酬単価について
3. サービスの質を向上させるための効果的人員配置要件について
4. 生産性を向上させる加算要件について
5. 介護従事者の確保と働き方改革について

1. 自立支援に向けた事業者へのインセンティブについて

自立支援に向けた事業者へのインセンティブ付与の在り方については、平成 28 年 11 月の未来投資会議では、要介護度を改善させた事業所に対するインセンティブ措置を導入すべきとの意見が出されています。それを受け、関係審議会等で具体的内容が検討され、身体的な自立のみを強いるような自立支援への懸念の声が上がっており、介護サービスの質の評価の在り方とともに検討されていることから、インセンティブ付与の方法についても新たな評価指標の構築も含め検討されています。

当協会としては、自立支援に向けた事業者へのインセンティブ付与の在り方は、介護予防通所介護等における「事業所評価加算」に準ずる形で、要介護度の改善に対するインセンティブ付与が好ましい在り方であると考えます。そもそも介護保険制度においては要介護度ごとに介護報酬単価が設定されていることから、インセンティブ付与の仕組みについても要介護度に紐づく仕組みとなるのが自然であると考えます。

もちろん、身体的な自立のみを評価するのではなく、高齢者の QOL の向上、「活動」や「参加」に焦点をあてることは重要であり、現在の要介護判定における判定基準、とりわけ 2 次判定の内容を再度検討し見直すことが必要であると考えます。

2. 通所介護事業の基本報酬単価について

財政健全化に向けた社会保障費の適正化が求められる中で、確かにこれまで通所介護事業所の数は、他の在宅サービスに比してもその伸び率は高く、一定の需給コントロールが必要な状況であると当協会としても一定の理解を致しております。

通所介護事業の基本報酬単価は、前回の介護報酬改定において、全サービスの中でも最も大きな割合のマイナス見直しでありました。その影響が大きく、平成 28 年度介護給付費等実態調査において、全国の通所介護事業所の数は、介護保険開始以来、初めて減少に転じました。従って、現行の基本報酬単価において、事業所の減少が続くことが予測され、加えて、今後も一定期間、要介護者は増大することが予測されており、これ以上の基本報酬単価のマイナスは需給バランスを大きく崩すこととなる懸念があることから、次期報酬改定において、通所介護事業の基本報酬単価は現状維持に相当する対応となることを強く要望致します。

3. サービスの質を向上させるための効果的な人員配置要件について

通所介護事業においては生活相談員が必須配置となっています。介護の相談援助や通所介護計画書の作成をおもに行っているものの、実際には介護業務を兼務している場合が大半を占めております。

生活相談員として勤務するためには、保有資格要件及び、その資格者と「同等以上の能力を有すると認められるもの」と定められています。実務の規定や役割が明確化されていない実情が存在します。更には「同等以上の能力を有する」の定義が保険者判断に委ねられている現状があります。

また、社会福祉主事任用資格も保有資格に含まれますが、3科目主事については特に専門的な知識を有するわけではありません。特に専門的な知識を学ぶことなく介護の実務経験を有していない者が生活相談員の資格要件に該当している現状があります。それに対して、初任者研修を含む介護基礎資格のカリキュラムの中には、介護計画の策定や相談援助に関する研修があり、通所介護事業の実務を鑑みた場合、より利用者に信頼と相談をされるのは介護職員である場合が多く、生活相談員の資格要件の「同等以上の能力を有すると認められるもの」を、介護系基礎資格である初任者研修終了者を含め、介護資格保有者及び一定の介護実務経験を有する者として明確な基準を示して頂くことを検討頂きたい。

◆生活相談員の資格基準の明確化

- ・介護資格保有者（介護職員基礎研修、介護福祉士、介護支援専門員など）
- ・一定の介護実務経験者（介護実務経験1年以上など）

4. 生産性とサービス品質を向上させる加算要件について

【個別機能訓練加算】

個別機能訓練加算については、ⅠとⅡに分かれており、前回の改定において拡充されました。高齢者の機能訓練を、日常生活機能の向上を目的とし、個別対応を行いQOLの向上へと繋がります。高齢者の健康予防、介護予防、更には自立支援介護へと繋がる大変重要な加算であり、更なる評価を検討願いたい。

◆個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱの加算単価をプラス評価頂くことを強く要望致します。

【認知症加算】

認知症高齢者が増大していく実情の中、通所介護事業がその受け皿となり要介護高齢者の在宅生活を支えていることは、まぎれもない事実であります。その重要性から、平成27年4月の改正において新設されたわけではありますが、実情としては認知症加算の取得率は低い状態にあり、とりわけ小規模通所介護事業所の取得率は極めて低い状態にあります。その主たる理由は、人員配置要件における介護職員の配置要件を規定人員より常勤換算で2以上の確保が必要であり、利用定員が少ない小規模通所介護事業所では収入の絶対額

が小さいため人員配置が困難であるためです。定員規模によって配置体制が公平とは言えない仕組みとなっており見直しを検討頂きたい。

(例：50人定員の通所介護事業所と10人定員の通所介護事業所で比較検討すると50人定員の通所介護事業所では、規定では8人の介護職員配置が必要であり加算算定には+2の10人の介護職員配置となり、利用者50名の際には、5対1の配置となります。対して10人定員の通所介護事業所では、規定では1人の介護職員配置が必要であり加算算定には+2の3人の介護職員配置となり、利用者10名の際には、およそ3.3対1の配置となります。小規模通所介護事業所の場合では、+1の場合でも2人の介護職員配置となり、利用者10名の際には、5対1の配置となり50人利用の際と同水準の体制となります。)

◆認知症加算の人員配置要件の見直し

- ・看護職員及び介護職員の人員配置においては、配置すべき人員に加えて常勤換算方式で、小規模通所介護事業所は1以上を、通常規模通所介護事業所は1.5以上を、大規模通所介護事業所は2以上を確保していること。に見直して頂きたい。

5. 介護従事者の確保と働き方改革について

介護従事者の不足については、国においても問題視されており、積極的かつ実現可能な施策に向けた議論を期待しております。働き方改革の議論と法整備も進む中、介護現場においても労働環境改善は最重要課題であると強く認識しております。介護従事者の採用は困難を極め、離職低減にむけて動くことが必須であります。各事業所の努力だけでは難しい現状があります。通所介護事業においては、介護報酬が事業所への滞在時間で決定されております。しかしながら、介護従事者は、実際には利用者の送迎業務も行っており、労働拘束されている実情があります。平成27年4月の改正において、利用者宅内からの移動介助の必要な方など、一部送迎時間をサービス提供時間に含める等を認めて頂きました。送迎業務においては、要介護高齢者を事故無く慎重に移送する業務であり、介護従事者における精神的身体的負担は多大なものになります。ここにあわせて、サービス提供時間が別になっていることで、時間的圧迫負担も大きいと考えます。介護従事者における負担軽減につながり、働く環境改善に向けて、お迎えおよびお送りとして自宅からの時間をサービス提供時間に含むことをお願いします。

- ◆送迎時間をサービス提供時間に含めるという考え方に見直して頂きたい。

以上